

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

川島町長

様
届出者 住所
氏名
連絡先

印

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木材の伐採

について、下記により届けます。

記

- 1 行為の場所 川島町
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建築(新築・改築・増築・移転))					
	(ロ) 設計の概要	届出部分		届出以外部分	合計	
		(i) 敷地面積			m ²	
		(ii) 建築又は建設面積		m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積		m ²	m ²	m ²
		(iv) 高さ 地盤面から m		(v) 用途		
(vi) 緑化施設の面積 m ²		(vii) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m ²					
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5) 木材の伐採		伐採面積			m ²	

※備考は裏面にあります。

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行なう場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
- 7 提出部数は、正副各1部とする。

注 意 事 項

◎ この届出書は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、都市整備課へ次の図面を添付して提出してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

- (イ) 案内図(1/1000 以上)・・・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
- (ロ) 設計図(1/100 以上)

(2) 建築物の建築、工作物の建設又はこれらの用途変更の場合

- (イ) 案内図(1/1000 以上)・・・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
- (ロ) 配置図(1/100 以上)・・・敷地内における建築物（隣地境界及び道路境界までの距離を記入）又は工作物の位置を表示する図面
- (ハ) 立面図及び平面図(1/50 以上)
 - ・・・二面以上の建築物又は工作物の立面図（最高の高さ、建築物にあつては最高の軒高を記入）及び各階平面図
- (ニ) へイ等の構造図(1/50 以上)・・・へイ等の構造図を表示する図面
- (ホ) 緑化施設(1/100 以上)・・・都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 34 条第

2

項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

- (イ) 配置図(1/100 以上)・・・敷地内における建築物（隣地境界及び道路境界までの距離を記入）又は工作物の位置を表示する図面
- (ロ) 立面図(1/50 以上)・・・二面以上の建築物又は工作物（最高の高さ、建築物にあつては最高の軒高を記入）の図面

(4) 木材の伐採の場合

- (イ) 区域図(1/1000 以上)・・・当該行為を行う土地の区域を表示する図面
- (ロ) 施行図(1/100 以上)・・・当該行為の施行方法を明らかにする図面

(5) その他参考となるべき事項を記載した図書等

「緑化率が適合されているかの判断図面等」

- (イ) 周辺見取図
- (ロ) 計画平面図
- (ハ) 計画立・断面図
- (ニ) 緑化面積求積図
- (ホ) 面積算出表